

## 「松風台駐車票」について

松風台に最近転入された方から「駐車票を付けたのに、キップをきられました」という話がありました

「駐車票」は不審車ではないことを近所に知らせるためです  
「駐車してもよい」という警察との決め事ではありません

したがって、訪問車の駐車に際しては一般交通法を守って駐車するようお願い  
します

駐車票裏面の注意事項(下記)を守ってください

- 短時間駐車を心がけてください
- 極力道路左端に駐車
- 緊急車両の通行支障をおこさないように駐車
- 反対車線に駐車があるときは位置をずらして駐車
- 公園の前は駐車しない
- 消火用防火水槽や消火栓近辺には駐車しない
- 交差点から5m以内には駐車しない

### —参考—

#### 「松風台駐車票」誕生のいきさつ

2010年以前は松風台通り抜け車両が多かった  
このため、松風台内道路には駐車禁止標識がたくさんあった  
その後、みずき地区へ抜ける大きな道路が開通したため、松風台通り抜け車両は減少した  
松風台内の道路は生活道路に戻ったので駐車禁止標識を外してほしいと警察に要請し、受け入れられた  
同時に、松風台として道路を秩序正しく使うために「松風台駐車票」を作成して不審車の駐車違反や節度  
のない駐車の対策とした  
訪問車があった場合、車内フロントに本票を設置することにより、近所に不審車でないことを伝えるように  
した

(2010年度自治会防犯交通部回覧からの要約)